

臨床研修医の募集定員に係る 都道府県別上限の弾力的な運用

提案先省庁	厚生労働省（医政局医事課）
-------	---------------

【提案事項】

臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。特に、令和4年度臨床研修医の募集定員については、新型コロナウイルス感染症の影響により地域医療対策協議会をはじめとした関係者の合意形成が困難となっていることから、関係者の早期の合意を得るため、臨時・特例的な緩和措置として、昨年度と同様の定員上限の追加を行うこと。

（提案の理由）

現状

- 国が定める臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、令和3年度分から算定方法が変更され、本県の上限は前年までの水準から大幅に削減（令和3年度194人（前年比△65人））された。
- 当該令和3年度上限の範囲内での臨床研修病院の定員設定においては、令和2年2月以降、県医療対策協議会や臨床研修病院会議で関係者の意見集約を図ったが、前年比で大幅に削減された本県の定員上限に対する強い反対意見や、県内外の地域医療を支えている医育機関の特殊性・重要性に配慮すべきとの主張があり、調整は難航した。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応等により、医療機関等と協議するいとまもなく意見調整も困難となったことから、国へ要望活動を行った結果、5人分の追加配分があった。
- 令和2年12月14日付けで、国から令和4年度分の都道府県別募集定員上限が示され、本県の上限は、令和3年度分と同水準の194とされた。当該令和4年度上限の範囲内での臨床研修病院の定員設定に向け、関係者の意見集約を図っているが、当該定員上限では、本県の医育機関への配分が充分に行える状況になく、ひいては中四国地方の地域医療における医師確保にも支障が生じかねない状況となっている。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関等との協議の機会も十分設定できず、令和4年度臨床研修病院の募集定員設定に係る関係者の合意形成が困難な状況となっている。

課題

- 臨床研修医の募集定員に係る都道府県別定員上限の算定方法の変更後初となる令和3年度募集のマッチングにおいて、令和2年度から募集定員が増えたにも関わらずマッチ数が減少している県が中四国地方においても多く見られるなど、都道府県別定員上限の急激な調整による医師の偏在是正効果が不明確である。
- 本県の大学病院等の臨床研修医は、研修中やその修了後において、大学等から県内外の関連施設へ派遣され、隣接する広島県の東部地域をはじめ、中四国エリアの地域医療を支えている実情がある。そうした医育機関、臨床研修病院及び地域の医

療機関等における医師の育成・確保の流れを激変させることは、隣県をはじめとする中四国エリア全体の地域医療に多大な影響を及ぼすため、同じ地方エリア内の同規模県の間において、一方の県の一部地域の医療を他方の県の医師が担っている等の実情がある場合は、両県の協議により定員の移行を可能とするなど、エリア内における医師の地域偏在を助長しないよう留意しつつ、地域医療の実情に配慮した適切な激変緩和措置が必要である。

- 臨床研修医の募集定員は、臨床研修病院における研修医受入れに必要な準備や適切な募集活動などのため、国が定める期限である4月15日までに関係者の合意を得て設定する必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響により関係者の合意形成が困難となっていることから、臨時・特例的な緩和措置が必要である。